

外国籍調停委員の採用を求める理事長声明

近畿弁護士会連合会管内の大阪弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会の3会は地元の各裁判所に対し、2014年（平成26年）度の民事・家事調停委員に外国籍の弁護士を推薦したが、地元の各裁判所から最高裁判所への採用上申をしない旨の連絡を受けた。

当連合会は、2003年（平成15年）、兵庫県弁護士会が家事調停委員として推薦した外国籍の弁護士について、神戸家庭裁判所が最高裁判所への採用上申を拒絶したことに端を発し、2005年（平成17年）11月に開催された当連合会大会において「弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者または社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満の者であれば、日本国籍の有無にかかわらず、等しく民事調停委員及び家事調停委員に任命することを求める」旨の大会決議を採択した。以後、当連合会は2010年（平成22年）3月と2012年（平成24年）2月に理事会決議、2010年（平成22年）11月に当連合会人権擁護大会決議で、外国籍調停委員の採用を求める決議を上げるとともに、当連合会内外の複数の単位弁護士会において、毎年のように外国籍の弁護士を民事・家事調停委員などに推薦してきたが、いずれも採用上申を拒絶されてきた。2012年（平成24年）2月10日に大阪弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会が外国籍調停委員の採用上申拒絶に対し、最高裁判所に不服申立をしたが、最高裁判所は司法行政の監督権を行使しない旨の決定をした。

2010年（平成22年）3月に人種差別撤廃委員会は第3～6回政府報告書の審査における総括所見で、外国籍調停委員を採用しないことについて懸念を表明し、採用を検討するよう勧告した。このように国際機関からも採用の勧告を受けたにもかかわらず、最高裁判所は頑なに採用を拒絶し続けている。

調停制度の目的は、市民の間の民事・家事の紛争を、当事者間の話し合い及び合意に基づき、裁判手続にいたる前に解決することであり、調停委員の本質的役割は、専門的知識若しくは社会生活の上での豊富な知識経験を生かして、当事者の互譲による紛争解決を支援することであり、当事者の合意が得られない場合には調停は不成立となり、調停委員が一方的に判断を下すことはない。したがって、調停委員の職務も、その豊富な識見に基づき、当事者双方の話し合いの中で助言や斡旋、解決案の提示を行い、合意を促して紛争の調整・解決にあたるというものであって、公権力の行使

を担当する公務員とはいえない。まして、過去に外国籍調停委員を採用した先例があることからしても国籍が問題となる余地はない。

よって、最高裁判所に対して直ちに外国籍の弁護士を調停委員に採用するよう求める。

2014年（平成26年）3月27日

近畿弁護士会連合会

理事長 正木靖子